

広島県告示第七百五十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定によって、重要港湾福山港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、平成二十四年十月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木局港湾振興課及び広島県東部建設事務所港湾課において縦覧に供する。

平成二十四年九月十三日

福山港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾福山港放置等禁止区域

福山港白茅地区

区域の範囲

白茅地区ふ頭用地（福山市田尻町字西山六〇四番二）内の田尻野積場一号、同二号、同三号及び同四号、田尻水産物揚場、田尻ふ頭線、田尻駐車場、田尻緑地並びに同ふ頭用地地先の白茅一号、同二号及び田尻水産基地の各浮栈橋が存する区域

二 重要港湾福山港放置等禁止物件

船舶又は船舶部品、一般廃棄物、産業廃棄物、土砂、岩石、木材、鋼材、コンクリート塊、漁具、浮標、貨物コンテナ、荷役台、机、椅子及びたんすその他の家具、金属製及び樹脂製の容器、電気冷蔵庫及びテレビジョン受信機その他の家庭用電気機械器具、自動車又は自動車部品、原動機付自転車、軽車両、自転車又はそれらの部品